

令和2年度第1回善通寺市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時 令和2年9月3日（木）午後2時～午後2時20分

開催場所 善通寺市役所 3階 大会議室

出席委員 松前 美津枝 坂本 光男 藤田 諭史
藤澤 孝男 高尾 亮輔 香川 宗寛
高畑 光宏 大塚 京子 川村 隆亮

事務局 保健福祉部長 大川 浩司
市民生活部長 宮川 庄造
保健課長 内田 弘子
税務課長 尾池 修
保健課長補佐 北谷 真有美
保健課係長 山野 芳典
税務課主事 秋山 颯太

議事 報告事項
赤字削減・解消計画の実施状況について

議事録

（事務局）

ただ今から、令和2年度第1回善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
日頃は、本市の国民健康保険事業にご理解とご協力を賜り、また、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の議題といたしましては、赤字削減・解消計画の実施状況について報告させていただきますので、ご意見をいただければと存じます。

はじめに、本協議会開催に当たり、高畑会長からご挨拶をお願いいたします。

（会長）

みなさん、こんにちは。本日は、令和2年度第1回善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様には、お忙しい中ご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

今回は、昨年に引き続き、赤字削減・解消計画の実施状況についての報告があります。協議会としての意見を取りまとめたいと思いますので、皆様には忌憚のないご発言をお

願います。

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点からも、円滑な議事進行に努めますので、皆様にもご協力を賜りたいと思います。

簡単ではございますが、私の挨拶といたします。

(事務局)

ありがとうございました。次に、本来であれば、市長が参りまして、ご挨拶を申し上げるところですが、あいにく公務のため、代わりに保健福祉部長がご挨拶申し上げます。

(部長)

みなさん、こんにちは。本日は、公私ご多忙の中、また、残暑厳しい折、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には平素から、本市の国民健康保険事業に対し、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、様々な分野で事業の中止や延期が相次いでおります。現在は、全国的に第2波の真っ只中であり、収束の見通しも立っていないことから、今後も新たな生活様式に則した行政運営が市に求められているところでございます。

国保事業においては、新型コロナの影響により、受診を控える方が増えた結果、医療費の支出が減少している一方で、収入減や失業に伴う国保税の減収が見込まれております。また、新型コロナの感染拡大の防止を目的として、感染者が仕事を休むことになった場合に、傷病手当金を支給するための条例改正を本年5月に行ったところでございます。

さて、本市においては、国の指導に基づき、平成29年度末に作成した赤字削減・解消計画に沿って、財政の健全化に努めているところでございます。後ほど事務局から計画の実施状況をご報告させていただきますので、皆様からの忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

最後になりましたが、本市の国民健康保険事業が健全に運営できますよう、委員の皆様方のご指導とご助言をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。本日の会議につきましては、運営協議会の委員9名全員がご出席いただいておりますので、善通寺市国民健康保険運営協議会規則第7条により有効に成立していることをご報告いたします。

これ以降の会議の進行につきましては、規則第8条第1項の規定により会長をお願いいたします。

(会長)

それでは、これより会議を始めます。

本日の会議録の署名委員につきましては、坂本委員と大塚委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

まず、赤字削減・解消計画の実施状況について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

赤字削減・解消計画の実施状況についてご報告させていただきます。資料の1頁目をご覧ください。まず、国民健康保険の会計についてご説明します。市の会計には大きく分けて一般会計と特別会計の2種類の会計があります。国民健康保険は、特別会計という独立した会計になります。これは、国保加入者から集めた保険税を財源として、医療費を支払うため、他の会計から独立して会計処理を行う必要があるため、国民健康保険法に基づくものです。特別会計には、国民健康保険以外にも、介護保険や後期高齢者医療などがあります。

2頁目をご覧ください。国保に加入している人の特徴として、平均的に収入が少なく、医療費が高額になる高齢者の割合が大きいということが挙げられます。国保税の金額は、世帯員の人数や収入によって決定します。よって、収入の少ない高齢者の世帯では、税額は低くなります。そのため、国保税や国、県からの交付金等の収入だけでは、医療費を賄うことが難しくなります。赤字を防ぐために、不足する部分に対し、一般会計から財源を充当しています。これを繰入金といいます。

3頁目をご覧ください。一般会計からの繰入金には、法律等を根拠に行うものと各自治体の判断で行うものの2種類あります。法律等で規定された繰入金には、国保加入者が出産した際に支給する出産育児一時金42万円の内、3分の2に当たる28万円を一般会計から国保会計に繰り入れるというものがあります。2つ目の自治体の判断で行うものを法定外繰入金といいます。国は、財源が不足するのであれば、国保税の税率改正等により収入を増加させ、併せて医療費の適正化等による支出の削減を図るべきであり、法定外繰入金に頼るべきではないという考えです。法定外繰入金を計画的に削減するよという国の指導に基づき作成したのが赤字削減・解消計画です。本市においては、平成29年度末に計画を作成しております。

4頁目をご覧ください。計画において赤字という言葉を使用していますが、一般的な財務の赤字、マイナスや借金という意味ではありません。赤字残額は、前年度の法定外繰入金額であり、その額と当該年度の法定外繰入金額を比較するための数字です。前年度と比べて一般会計に頼っている額が増えたのか減ったのかを確認するためのものです。本市における平成28年度の法定外繰入金は、1億3千万円でした。これを令和4年度には0にするという計画を作成しています。

5頁目をご覧ください。上の表が赤字削減・解消計画を分かりやすくまとめたものです。基準となる平成28年度の法定外繰入金1億3千万円が平成30年度の赤字残額の欄に記載してあります。法定外繰入予定額について、平成30年度から毎年額を減らし、

令和4年度には0にする予定となっております。下の実績の表をご覧ください。今回の報告の対象である平成31年度の法定外繰入額は、5千6百万円でした。前年度の法定外繰入金6千万円と比べると4百万円減少しています。計画では、百万円を削減する予定でしたので、結果的に平成31年度は3百万円多く赤字を削減できたということになります。

以上で赤字削減・解消計画の実施状況についての報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、みなさんから、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。どなたかございませんか。

(委員)

市も努力していただいたのか、予定よりも赤字の削減額が大きいということで、大変喜ばしいと思っております。

(会長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

(委員)

今回の結果は、医療費全体が減少したことが要因なのでしょうか。

(事務局)

国保の加入者数は毎年減少しておりますが、1人当たりの医療費が高額である高齢者の割合は増加傾向であります。年度によって増減はありますが、ここ数年、医療費総額は、横ばい傾向で推移しております。

平成31年度は、収入の面において、医療費総額に占める結核、精神に関する医療費の割合が一定以上であるということで、国からの交付金の額が前年度よりも増額となりました。この収入増が赤字を削減できた一つの要因であると考えています。

(委員)

前回の運営協議会で話がありましたが、我々加入者が、国の方針に沿った市の事業に協力するよう努めることで、医療費の削減や市の収入増が可能となりますよね。

(事務局)

そのとおりです。例えば、ジェネリック医薬品の利用率を上げることで、医療費の削減や、国から交付金の増額が期待できます。

(委員)

先ほども話がありましたが、今年は新型コロナの影響で患者さんが減少しているため、医療費は減少しています。報道によると、小児科、耳鼻科は極端に減っており、内科でも10数%減っているとのこと。現在の医療費の支出状況が計画に与える影響を考慮した上で、今後も予定どおりに実施可能であるのかを再度確認してほしいと思います。

(事務局)

ご指摘のとおり、全国的に今年度は医療費が減少しており、5月の医療費については、前年度比8割程度であるという報告もあります。この現状を踏まえて、計画の内容を再度確認いたします。

(委員)

予定どおり計画が実施できればよいのですが、今後、赤字が解消できない場合は、国保税の金額が変わることもあり得るのでしょうか。

(事務局)

最終的に、赤字が解消できない状況が見込まれる場合は、国保税の引き上げについて、検討しなければならないと考えております。

(会長)

他にご意見、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。特にないようですので、議事を終了いたします。赤字削減・解消計画の実施状況について、県への報告の際に協議会の意見等を付すことになっているようでありますので、事務局の方で今回の意見を取りまとめて報告するようお願いいたします。

これで、議事は終了しましたが、他に国民健康保険事業に関して、ご意見等はございませんか。

(委員)

新型コロナウイルス感染症の影響で、今後、患者が極端に増えた場合、市の対応策があればお聞きしたい。

(事務局)

新型コロナに関しては、様々な分野で対応するよう国から自治体に求めがあり、国保事業においては、感染者等に対する傷病手当金の支給であったり、収入が減少した方の国保税の減免を実施したりという対策を講じております。

今後、患者さんが増えてきた時に、医療機関が逼迫した状況になることが予見されます。現段階で、具体的な対応をお答えできませんが、市として出来る限りの対応をしていく必要があると考えております。

(会長)

他にありませんか。

ないようですので、本日の協議会を終了したいと思います。最後に事務局から連絡事項はありますか。

(事務局)

次回の運営協議会の開催ですが、年明けの1月下旬頃の開催を予定しております。事前に日程調整等を行いますので、よろしく願いいたします。

(会長)

以上で本日の国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。